

職員の削減及び支所長の専決権限について

Q1 市職員の削減について、どのような計画になっているか。

A1 長野市では、平成11年度から平成15年度を計画期間とする第二次定員適正化計画が終了し、平成16年度に4町村との合併を終えたことから、今年度中に新たな第三次定員適正化計画を策定する予定である。

具体的な削減数値については、現在検討中であるが、外部委託の推進などによる職員の削減についても併せて検討する必要があると考えている。

今後は、合併建設計画の策定時に試算した数値など様々な指標や要因を勘案して、より実効性ある定員適正化計画を策定していきたいと考えている。

Q2 支所長へ部長級の権限を与えられないのは何故か。

A2 市職員のプロジェクトチームによる報告書において提案している地域総合事務所長と同等の権限を支所長に付与したとしても、現行の支所の職員体制では、相当数の職員を増員しなければ、権限を執行することが困難である。

よって、支所長へ部長級の権限を与えることは現実問題として不適切であると考えている。

なお、都市内分権実施後の支所長の分担として考えられる業務は、現在の課長級の権限で十分に足りるものと考えている。